

高知くらしの護身術

26

解約の迷い

踏み切る勇気も必要

(2006年9月27日掲載原稿)

毎日様々なご相談がセンターに寄せられるなかで、相談者がご自分の気持ちに迷いを持っている場合があります。

いろいろお話しを聞いて、こちらが「あなたはどうかされたいのですか？」とお聞きしても「よく分からない」というお答えが返ってくる場合があります。

先日あった相談では、電話勧誘で高額な学習教材を子供のために購入することにしたらどうだろうかというものや、訪問販売で古い布団を点検してもらった後で高額な布団セットを契約したがどうしたものかといったものです。

解約を希望されている場合はそのための助言をさせていただくのですが、こういうご相談のなかには、消費生活センターが「それは悪質なので止めなさい」と言うのなら解約するが、信用出来るのならこのまま購入したいという相談者もいます。

こういうときに出来る助言としては「怪しいと思ったらまず慎重に」ということとクーリングオフ出来る場合はその方法をお話しすることになります。

クーリングオフ期間を過ぎてやっぱり解約したいということになっても無条件解約は非常に難しいのです。

センターは可能な限りの助言をさせていただきますが、最終的には相談者ご自身の判断です。迷ったときには思いとどまり、解約する勇気も必要だと思います。